

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 柏原市

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	カブシキガイシャカームネスライフ		
法人名	株式会社カームネスライフ		
法人所在地	〒	541-0056	
	大阪市中央区久太郎町1丁目8番9号		
	船場中央ビル4階		
フリガナ	コニシチカコ		
書類作成担当者	小西智佳子		
連絡先	電話番号	06-6265-1108	
	E-mail	calmness@cocokaragp.com	

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	247,613,164	円
令和8年度の賃金改善の見込額			
② (①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(b)	247,620,000	円

【記入上の注意】

- (b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		84,436,030	円
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		218,000,000	円

【記入上の注意】

- 令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。	

(3)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。	

(4)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	×

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	
☒	小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。
☒	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
☐	年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
☐	その他()

(5)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

--

〔6〕職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすことで、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。	

【4、5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑪又は⑫は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
 ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
 ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している場合は、⑭の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓ ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓ ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓ ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓ ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑲業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	⑲介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	⑲業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	⑲各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	⑲の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑲の取組を実施している。
	⑲ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	⑲地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ ⑲利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ ⑲ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件 【4、5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- ・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

○

ホームページへの掲載		職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

(7)令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みです。 ○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。) ○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。	○
別紙様式2-2、2-3「⑦令和8年度特例要件」の欄から転記	

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	・処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 ・また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ・令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

		○
本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。		
令和	8 年 4 月 13 日	法人名 株式会社カームネスライフ 代表者 職名 代表取締役 氏名 鉄村英樹

（確認用） 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
(7)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
・ 必要な項目が全て選択されていること		○
・ 誓約・記名が行われていること		○

別紙様式2-2(個票(4、5月))

法人名 株式会社カムネスライフ

【記入上の注意】
・ **オレンジ色** のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ①の内数)	34,464,404	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ③①③の内数)	12,123,920	円

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアバス要件Ⅳについて(「令和8年度の算定予定」について)	
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	21
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	21
改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす事業所数	0

	介護保険 事業所番号	指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を算入) [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年4月・5月					処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアバス要件Ⅲ	⑤キャリアバス要件Ⅳ		⑥キャリアバス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意	
			都道府県	市区町村							令和8年4月	令和8年5月	令和8年6月	令和8年7月	令和8年8月		処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす／簽約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施		
1	2770302038	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから高宮	認知症対応型共同生活介護	441,718	10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月				1,657,436	581,966	○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
2	2770302038	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから高宮	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月						○	○	○	1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
3	2778101803	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島	認知症対応型共同生活介護	699,266	10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月				2,668,614	937,013	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
4	2778101803	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月						○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
5	2770109128	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから百舌鳥西之町	認知症対応型共同生活介護	441,322	10.45	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月				1,641,798	576,474	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
6	2770109128	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから百舌鳥西之町	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.45	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月						○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
7	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから柏原	認知症対応型共同生活介護	457,292	10.27	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月				1,671,914	587,053	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
8	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから柏原	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.27	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月						○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
9	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから柏原	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		10.27	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月						○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
10	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから柏原	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		10.27	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月	令和8年5月						○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		

介護保険 事業所番号	指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数（処遇改善加算を除く） 【単位】 （a）	1単位あたりの単価【円】 （b）	令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率 （c）	算定対象月 （d） ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の見込額【円】 （a×b×c×d）	①月額資金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意		
		都道府県	市区町村									処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額資金要件Ⅰを満たす	任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件（年額440万円以上）を満たす職員数を記載	改善後の資金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす／誓約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施			
11	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園	認知症対応型共同生活介護	452,660	10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月（ 2 ヶ月）	1,698,478	596,384	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
12	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月（ 2 ヶ月）			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
13	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから大枝公園	認知症対応型共同生活介護	416,873	10.68	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月（ 2 ヶ月）	1,584,976	556,524	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
14	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから大枝公園	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.68	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月（ 2 ヶ月）			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
15	2796500011	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぼほり	認知症対応型共同生活介護	453,492	10.45	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月（ 2 ヶ月）	1,687,088	592,379	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
16	2796500011	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぼほり	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.45	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月（ 2 ヶ月）			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
17	2795000054	東大阪市	大阪府	東大阪市	グループホームここから吉田本町	認知症対応型共同生活介護	438,966	10.45	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月（ 2 ヶ月）	1,633,042	573,401	○	○							

介護保険 事業番号	指定事業者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数 (処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの 単価[円] (b)	令和8年4・5月に 算定する処遇改善 加算の区分	加算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の 見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度 特例要件	記入上の注意	
		都道府県	市区町村									処遇改善加算Ⅳ相当の 加算額の見込額の 1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす／誓約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施		
24	2799100066	大阪府	大阪府	グループホームここから加島Ⅱ	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
25	2790300079	奈良県	奈良市	グループホームここから木田元宮	認知症対応型共同生活介護	445,846	10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,672,928	587,404	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
26	2790300079	奈良県	奈良市	グループホームここから木田元宮	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
27	2790300079	奈良県	奈良市	グループホームここから木田元宮	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
28	2790300079	奈良県	奈良市	グループホームここから木田元宮	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
29	2790300061	奈良県	奈良市	小規模多機能型居宅介護ここから木田元宮	小規模多機能型居宅介護	371,555	10.66	処遇改善加算Ⅱ	14.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,156,546	419,844	○	○	○	2			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
30	2790300061	奈良県	奈良市	小規模多機能型居宅介護ここから木田元宮	介護予防小規模多機能型居宅介護	22,074	10.66	処遇改善加算Ⅱ	14.6%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	68,714	24,944	○	○	○	2			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
31	27903000301	奈良県	奈良市	グループホームここから木田元宮デイサービス	認知症対応型通所介護		10.66	処遇改善加算Ⅱ	17.4%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
32	27903000301	奈良県	奈良市	グループホームここから木田元宮デイサービス	介護予防認知症対応型通所介護		10.66	処遇改善加算Ⅱ	17.4%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
33	2791800154	吹田市	大阪府	グループホームここから南千里	認知症対応型共同生活介護	447,652	10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,679,696	589,786	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
34	2791800154	吹田市	大阪府	グループホームここから南千里	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.54	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
35	2794200200	茨木市	大阪府	グループホームここからさくら苑南茨木	認知症対応型共同生活介護	463,414	10.45	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)	1,723,998	605,337	○	○	○	2		サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
36	2794200200	茨木市	大阪府	グループホームここからさくら苑南茨木	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.45	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和8年4月～令和8年5月(2ヶ月)			○	○	○	2		サービス提供体制強化加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		

	介護保険事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く) 〔単位〕 (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年4・5月に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年4月・5月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額資金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意	
			都道府県	市区町村									処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額資金要件Ⅰを満たす	任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の資金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす／契約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施		
37	2792200111	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	認知症対応型共同生活介護	431,012	10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 (2 ヶ月)	1,644,876	577,561	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
38	2792200111	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 (2 ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
39	2793000163	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	認知症対応型共同生活介護	657,642	10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 (2 ヶ月)	2,509,766	881,237	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
40	2793000163	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 (2 ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
41	2793000171	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	小規模多機能型居宅介護	210,462	10.88	処遇改善加算Ⅱ	14.6%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 (2 ヶ月)	668,618	242,721	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
42	2793000171	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,867	10.88	処遇改善加算Ⅱ	14.6%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 (2 ヶ月)	9,116	3,307	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
43	2793000205	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから西淡路	認知症対応型共同生活介護	623,480	10.72	処遇改善加算Ⅱ	17.8%	令和 8 年 4 月～令和 8 年 5 月 (2 ヶ月)	2,379,388	835,463	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
44																						

[illegible]

別紙様式2-3(個票(6月以降))

法人名 株式会社カムネスライフ

【記入上の注意】
・**オレンジ色**のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 柏原市

合計	全サービス	従来から処遇改善加算の対象となっていたサービス	令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となるサービス
処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 ①の内数)	213,148,760	213,148,760	0 円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 3(1)①の内数)	72,312,110	72,312,110	円

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(「令和8年度の算定予定」について)	
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	21
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	21
改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす事業所数	0

介護保険 事業所番 号	指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介 護報酬総単 位数(処遇改善 加算を除く) [単位] (a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	令和8年6月以降に 算定する処遇改善加 算の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)	○		○	○	○		○	○	○	記入上の注意	
		都道府県	市区町村									①月額賃金要件	②・③キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度 特例要件				
													処遇改善加算Ⅳ相当の 加算額の見込額の 1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす／誓約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施		
1	2770302038	奈良市	大坂府	奈良市	グループホームここから高宮	認知症対応型共同生活介護	441,718	10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	10,242,560	3,468,500	○	○	○		1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
2	2770302038	奈良市	大坂府	奈良市	グループホームここから高宮	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)			○	○	○		1		サービス提供体制強化加算Ⅰ	生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
3	2779101803	大坂市	大坂府	大坂市	グループホームここから加島	認知症対応型共同生活介護	699,266	10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)	16,491,540	5,584,635	○	○	○		1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
4	2779101803	大坂市	大坂府	大坂市	グループホームここから加島	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和8年6月～令和9年3月(10ヶ月)			○	○	○		1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済	
5	2770109128																					

	介護保険 事業所番 号	指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介 護報酬単位数 (処遇改善 加算を除く) [単位] [a]	1単位 あたりの 単価[円] [b]	令和8年6月以降に 算定する処遇改善加 算の区分	加 算 率 [c]	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算 の 見込額[円] (a×b×c×d)	①月額資金要件	②・③キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要 件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要 件Ⅴ	⑦令和8年度 特例要件	記入上の注意		
			都道府県	市区 町村									知遇改善加 算Ⅳ相当の 加算額の 見込額の 1/2	月額資金要件 Ⅰを満たす	任用要件・資金体 系の整備等、研修 の実施等	昇給の仕組みの 整備等	改善後の資金 要件(年額440万円 以上)を満たす職 員数を記載	改善後の 資金要件を 満たす職員は 0人であって、 令和8年度 特例要件 は満たす／誓約す る			介護福祉士等の 配置要件の状況 が分かる加算の算 定状況
11	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園	認知症対応型共同生活介護	452,660	10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	10,496,250	3,554,400	○	○	○	1		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
12	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		○	○	○		1		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
13	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから大枝公園	認知症対応型共同生活介護	416,873	10.68	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	9,794,840	3,316,885	○	○	○	1		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
14	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから大枝公園	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.68	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		○	○	○		1		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
15	2796500011	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぼぼ村	認知症対応型共同生活介護	453,492	10.45	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	10,425,750	3,530,530	○	○	○	1		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
16	2796500011	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぼぼ村	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.45	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)</										

介護保険 事業所番号	指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数(処遇改善加算を除く) 【単位】 【a】	1単位あたりの単価【円】 【b】	令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率 【c】	算定対象月 【d】 ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額【円】 【a×b×c×d】	①月額資金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意		
		都道府県	市区町村									処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額資金要件Ⅰを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす・満たさない	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上と協働化に係る取組を実施			
24	2799100066	大阪市	大阪府 大阪市	グループホームここから加島Ⅱ	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)			○	○	○		1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
25	2790300079	寝屋川市	大阪府 寝屋川市	グループホームここから木田元宮	認知症対応型共同生活介護	445,846	10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	10,338,260	3,500,910	○	○	○		1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
26	2790300079	寝屋川市	大阪府 寝屋川市	グループホームここから木田元宮	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)			○	○	○		1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
27	2790300079	寝屋川市	大阪府 寝屋川市	グループホームここから木田元宮	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)			○	○	○		1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
28	2790300079	寝屋川市	大阪府 寝屋川市	グループホームここから木田元宮	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		10.54	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)			○	○	○		1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
29	2790300061	寝屋川市	大阪府 寝屋川市	小規模多機能型居宅介護ここから木田元宮	小規模多機能型居宅介護	371,555	10.66	処遇改善加算Ⅱ口	18.3%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	7,248,260											

	介護保険事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬原単位数(処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和8年6月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d) ※通常は令和8年6月から令和9年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②・③キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ		⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦令和8年度特例要件	記入上の注意	
			都道府県	市区町村									処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	改善後の賃金要件を満たす職員は0人であって、令和8年度特例要件は満たす／誓約する	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況	生産性向上や協働化に係る取組を実施		
37	2792200111	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	認知症対応型共同生活介護	431,012	10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	10,165,020	3,442,245	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
38	2792200111	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
39	2793000163	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	認知症対応型共同生活介護	657,642	10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	15,509,800	5,252,210	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
40	2793000163	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	介護予防認知症対応型共同生活介護		10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)			○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
41	2793000171	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	小規模多機能型居宅介護	210,462	10.88	処遇改善加算Ⅱ口	18.3%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	4,190,430	1,465,480	○	○	○	1			生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
42	2793000171	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,867	10.88	処遇改善加算Ⅱ口	18.3%	令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)	57,120	19,960	○	○	○	0	その他(小規模等により適用除外)		生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定済		
43	2793000205	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから西浪路	認知症対応型共同生活介護	623,480	10.72	処遇改善加算Ⅱ口	22.0%	令和 8 年 6											

[illegible]